

みなさん、はじめまして。4月から社会福祉士として採用になりました佐藤綾香と申します。町のみなさんと多くの関わりを通して信頼される人材になるように頑張ります。

今回は、今年4月の介護保険改正の一部を抜粋し、被保険者の立場から“制度”と“お金”について考えてみたいと思います。

介護保険料が見直されました

今年は3年に1回の介護保険料の見直しが行われ、基準額（月額）が5,500円（第6期）から、6,150円（第7期）と上がっています。

なお、基準額算定の仕方は以下のとおりです。

この基準額をもとに介護保険料を支払っていくこととなりますが、滞納してしまうと「サービス利用料が一時的に全額負担」「サービス利用時の自己負担割合が上がる」など、様々な不利益を被ってしまうので注意しましょう。



基準額の算出の仕方

サービスの総費用×65歳以上の方の保険料負担分÷65歳以上の人数＝基準額（月額：6,150円）

介護保険サービス利用時の自己負担割合が見直されました

今年8月から介護保険サービス利用時の自己負担割合が変わります。次の要件に該当する方は『現役並み所得者』とみなされサービス利用時の自己負担が3割となります。

※自己負担割合については、8月に送付される「介護保険負担割合証」の【利用者負担の割合欄】をご確認ください。

該当になる方

- ①年間の合計所得金額が220万円以上
- ②年金収入＋その他の合計所得金額の合計が単身世帯で340万円以上、夫婦世帯で463万円以上

以上を踏まえて

制度が見直されるごとに、負担は大きくなる一方ではないかと不安になってきます。しかし、介護保険料は町で必要なサービスの総費用が減ると安くなるという特徴を持っており、一人ひとりが健康的な生活を意識することでその可能性がぐっと高まります。

そのひとつが『介護予防』です。介護予防とは、介護状態になるのを予防することを言い、身体機能の維持・向上のため“散歩”や“体操”などをしたり、認知症予防のため“ぬり絵”や“パズル”などしたりと、お家で簡単に取り組むことができます。介護保険法では、右のとおり国民の努力義務が定められており、介護予防がいかに大切かを見て取れるかと思います。

介護保険は“もしもの時の備え”ですので、保険料はきちんと払いましょう。また、健康的に生活するためにも介護予防に取り組んでみませんか？



【介護保険法（第4条1項）】

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護保険制度の改正や保険料の見直しについてのご不明な点は、保健福祉課までお問合せください。